

令和 8 年第 7 回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和 8 年 7 月 2 8 日（火）午後 4 時～午後 5 時
- 2 場 所 金 沢 市 第 二 本 庁 舎 2 3 0 1 会 議 室
- 3 議 件 「令和 8 年第 7 回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員 1 9 名、農地利用最適化推進委員 9 名、
事務局 3 名)
- 5 議 事 別 紙 の と お り

令和8年第7回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	福井 伸一	○	15	前川 薫	○
2	山下 一	○	9	田辺 善郎	○	16	北本 久一	○
3	竹内 美子	○	10	矢野 典子	○	17	中野 雅代	○
4	高村 雅一	○	11	上野 一也	○	18	川端 満	○
5	虎本 直樹	○	12	山川 叔枝	○	19	吉本 尚紀	○
6	山口 範子	○	13	元林 秀夫	○	出席 19 名		
7	二口 和忠	○	14	中田 豊	○	欠席 名		
						計 19 名		

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	木村 謙一	○	5	梅木 薫	○	9	鮎岡 亨	○
2	吉田 勝美	○	6	山村 哲夫	○	出席 9 名		
3	山岸 良一	○	7	山崎 弘	○	欠席 名		
4	堀越 一彦	○	8	菊知 亮	○	計 9 名		

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	大井川事務局長	3	畑山係長		
2	山口事務局次長				

別紙

事務局長	定刻となりましたので、ただいまから、 令和8年第7回金沢市農業委員会総会を開会いたします。 本日は、ご多用の中、この後の研修のため、堀場農林水産局長はじめ農林水産局各課所長にご臨席をいただいております。誠にありがとうございます。 開会にあたり、金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、 皆様には、ご起立くださるようお願いいたします。 前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和ください。
	(憲章の唱和)
事務局長	どうもありがとうございました。ご着席ください。 はじめに、井口会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	(挨 拶)
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それではこれより、研修として令和8年度金沢市農林水産局重点施策についてご説明いただくこととしております。 それでは、令和8年度金沢市農林水産局重点施策について、ご説明いただきます。
	(堀場農林水産局長挨拶)(各課所長説明)(質疑応答)
事務局長	どうもありがとうございました。 堀場農林水産局長、各課所長におかれましては、次の公務がございますので、ここでご退席となります。 誠にありがとうございました。
	(堀場農林水産局長、各課所長 退席)
事務局長	では、これより農地部門の議案審議に入ります。 この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。 会長よろしくをお願いします。
会 長	それでは議事の方を進めてまいります。

	本日の出席委員数は、ただいまのところ 19 名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。 また、推進委員の出席者は 9 名であります。 なお、本日の議事録署名委員には、高村委員と、虎本委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。 農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いでしょう。
	(異議なしの声)
会 長	ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。
川端副会長	円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、お手元の議案書をご覧ください。 最初に、令和 8 年第 6 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。
事務局	令和 8 年第 6 回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告します。 農地法第 3 条許可申請 6 件については、6 月 25 日付けで許可書を交付しております。 農地法第 4 条許可申請 1 件については、6 月 25 日付けで知事あてに送付し、7 月 24 日付で許可書を交付しております。 農地法第 5 条許可申請 2 件については、6 月 25 日付けで知事あてに送付し、7 月 24 日付で許可書を交付しておりま

	す。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定については、6 月 25 日付けで金沢市長あて回答しております。 なお、当該計画の認可は、7 月下旬の予定です。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 農地法第 3 条は、農地の貸し借り・売り買いや生前贈与等に際し、農業委員会に許可を求めるものであり、ここでは、申請が、不耕作目的や資産保有目的ではなく、効率的に農地を利用する目的であることを審議・決定してもらうものです。 議案書は 1 ページから 2 ページです。 今回、栗五地区、潟津地区、医王山地区、二塚地区から各 1 件、大徳地区から 2 件、合計 6 件の申請がありました。 番号 1 は、大野町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。 番号 2 は、大河端町の案件で、露地野菜の栽培を目的として新規に就農を開始するため、所有権を移転するものです。 番号 3 は、二俣町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号 4 及び番号 5 は、無量寺町の案件で、農業大学校の修了生である賃借人が、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。

	番号6は、二塚町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 以上、6件で、面積は合計7,443㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号4につきましては、賃借人に矢野委員となっている案件でございます。 このため矢野委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。 (矢野委員 退席) この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号4の賃借人に関しては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	異議なしと認め、議案第1号のうち、番号4の賃借人に関しては、原案のとおりに許可することに決定いたします。 それではここで、矢野委員にご着席していただくこととします。 (矢野委員 着席) 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号4の賃借人以外に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 1 号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。 次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がありますので、一括して上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	まず、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 農地法第 4 条は、自己所有の農地について、農地以外の用地に転換すること目的として県知事の許可を求めるものであり、農業委員会はこの許可申請が適切なものであるかを審議し、県知事に意見を付すものです。 議案書は 3 ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、小坂地区、崎浦地区から各 1 件、合計 2 件の申請がありました。 番号 1 は、高柳町の案件で、自己住宅への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道区域で 500m 以内に金沢循環器病院と金沢城北市民運動公園があることから第 3 種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 なお、現地はすでに自己住宅として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。 番号 2 は、舘山町の案件で、駐車場への転用申請です。 農地の区分は、農地の広がり が 10 ヘクタール未満の規模

	の一団の農地区域内にあることから第2種農地と判断されますが、隣接地と一体として同一事業の目的のために行うものであることから許可相当であると考えます。 なお、現地はすでに駐車場として使用されているため、所有者より始末書が提出されています。 以上 2件で、面積は951㎡です。 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。 農地法第5条は、権利の移転を伴い農地転用を行う場合に県知事の許可を求めるものであり、第4条同様に、農業委員会はこの許可申請が適切なものであるかを審議し、県知事に意見を付すものです。 議案書は4ページです。地図と併せてご覧ください。 今回、小坂地区、八田地区から各1件、合計2件の申請がありました。 番号1は、高柳町の案件で、所有権移転を伴う資材置場への転用申請です。 農地の区分は、上下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道区域で500m以内に金沢循環器病院と金沢城北市民運動公園があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。 番号2は、八田町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅兼店舗への転用申請です。 農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。 以上、2件で、面積は726㎡です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、高村委

	員から調査結果をご報告願います。
高村委員	7月17日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。
川端副会長	ありがとうございました。 続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願います。
事務局	地区担当委員の小林委員、東中委員、山村委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。
川端副会長	それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。 次に、議案第4号 非農地証明願について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第4号 非農地証明願について、ご説明いたします。 議案書は5ページです。 山間地等で長期間の不耕作により荒廃し復元が著しく困難な農地や昭和22年11月以前から宅地等の農地以外に利用されていた土地について、農業委員会が非農地として認めるものについて証明を発行するものです。当該証明書は農地以外への地目変更登記等を目的に、申請があります。

	今回、額地区、内川地区から各 1 件、合計 2 件の申請がありました。 番号 1 は、大額町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。 番号 2 は山^{やま}川町の案件で、旧農地調整法改正施行期日以前からすでに農地以外の土地であったと認められることから申請があったものです。 以上、2 件で、面積は合計 397 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 4 号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
川端副会長	ご異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。 次に、議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、ご説明いたします。 議案書は 6 ページから 13 ページです。 農地を貸借する場合、農地法第 3 条による方法のほかに、金沢市が窓口となり、農地所有者（出し手）と農業者（受け

	手)との間で、農地中間管理機構を介して農地の利用権を設定し、農地の貸し借りを行う方法があります。申請があったものについて、金沢市は「農用地利用集積等促進計画」の案を作成し、農業委員会の意見聴取を経た上で提出され、石川県知事の認可・公告によって権利が設定され手続きが完了します。 本件は、金沢市から、農用地利用集積等促進計画案について、同法第 19 条第 3 項の規定により、本委員会に意見を求められているものです。 利用権設定について、川北地区、花園地区、三谷地区から各 1 件の申出がありました。使用貸借権を設定する、契約期間が 10 年の再設定及び新規設定が 1 件、契約期間が 10 年の再設定が一件、賃借権を設定する契約期間が 5 年の新規設定が 1 件です。 なお、番号 3 は、農地の登記名義人が亡くなっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第 22 条の 2 第 2 項の規定による相続人の探索を行ってもなお、2 分の 1 以上の共有持ち分を有するものを確知することができなかったことから、同法第 22 条の 3 の規定により 2 か月間の公示を行い、共有者の異議の申出がなかったため、農地中間管理機構に利用権を設定するものです。 以上 3 件で面積は合計 65,668 m²です。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、お諮りします。 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
	ご異議なしと認め、議案第 5 号は、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。 続きまして、報告事項にまいります。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 1 号及び第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 14 ページから 21 ページです。 市街化区域の農地転用の場合には、石川県知事の許可は不要ですが、農業委員会に届出をする必要があります。 届出件数は、第 4 条が 4 件で、面積は合計 622 m²、第 5 条が 27 件で、面積は合計 10,078 m²です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 22 ページから 23 ページです。 農地の売買を行う際、その農地に貸借権が設定されている場合は、売買の前に貸借の合意解約が必要です。合意解約は、原則として引渡し日前 6 か月以内の書面による合意があれば許可が不要ですが、農業委員会への通知が必要となります。 届出件数は 3 件で、面積は合計 3,569 m²です。内容、解約

	理由については議案書に記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第４号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	報告第４号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は 24 ページから 31 ページです。 相続で農地を取得した場合には、農地法第３条第１項の許可は不要ですが、農業委員会に届け出する必要があります。 この際、相続者自身が耕作することが困難な場合、農業委員に対し耕作者のあっせんを希望する場合があります。 届出件数は 16 件で、面積は合計 41,856.99 m²、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。 慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。 それでは、これにて議長を交替いたします。
会 長	川端副会長、どうもありがとうございました。 引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。 北本副会長、議長をお願いします。
北本副会長	委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、議案第６号 農地等の利用の最適化の推進に関

	する指針の改定について、上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、ご説明いたします。 議案書は、1 ページから 3 ページです。 本件は、農業委員及び推進委員の改選期の年ごとに検証・見直し、改定するものです。 資料の朱書き部分が改定案として記載されています。 改定の主な内容は、令和 8 年 2 月に策定された「金沢の農業と森づくりプラン 2030」等に基づき、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積及び新規参入の促進における、目標面積等の各数値を更新するものです。 管内農地面積については、現状は 3, 1 9 0 h a ですが、農地転用や山林化等により減少傾向にあり、これまでの減少率から令和 11 年 3 月時点で 3, 1 4 4 h a と推測いたしました。「遊休農地の解消目標」については、これまでの解消目標と実績から、1 2. 6 h a まで減少することを目指したいと考えます。 「担い手への農地利用集積」につきましては、森づくりプランに明記された「令和 1 2 年集積率 7 0 %」の目標に即し、令和 1 1 年 3 月時点で 6 5. 2 %とさせて頂きました。 「新規参入の促進目標」につきましては、5 年間で 1 0 0 人の参入を見込み、令和 1 1 年 3 月時点で累計 2 4 0 人とさせて頂きました。 以上、ご審議の程、よろしくお願いします。
北本副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、指針を変更しようとするときは、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないことになっておりますので、まず、農地利用最適化推進委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。この件に関して、ご意見ございませんか。

	(意見なし)
北本副会長	特に意見がないようですので、お諮りします。 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
北本副会長	ご異議なしと認め、議案第 6 号は、原案のとおりに決定いたします。 以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。 委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。
会 長	北本副会長、どうもありがとうございました。 それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。 事務局、説明をお願いします。
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、7 月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、どうもありがとうございました。 それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶を

	お願いいたします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	二口副会長、どうもありがとうございました。 委員の皆様には、本日はご苦勞様でございました。 以上で、散会といたします。